

# 健康保険・各種受給者証の 診察前確認に関するお知らせ

令和7年4月1日より、健康保険等の  
**「診察前確認」**を開始します。

顔認証カードリーダーまたは窓口で健康保険を確認後、診察受付する流れとなります。

【以下の場合は窓口で確認が必要です】

★『健康保険』の変更

★『各種受給者証』の新規又は変更

(公費負担医療・県医療助成・特定疾病療養費受療証等)

## ●再診・マイナンバーカードをお持ちの方

先に顔認証カードリーダーでマイナンバーをかざした後、再来受付機で診察受付を行ってください。

再来受付機で「⑤番 保険等確認窓口にお越しく下さい。」の表示がされた場合、⑤番 保険等確認窓口で健康保険等の確認・診察受付を行います。

## ●再診・マイナンバーカードをお持ちでない方

再来受付機の診察受付時に「⑤番 保険等確認窓口にお越しく下さい。」の表示がされた場合、⑤番 保険等確認窓口で健康保険等の確認・診察受付を行います。

## ●『各種受給者証』の新規又は変更がある方

再来受付機の診察受付はせず、必ず⑤番 保険等確認窓口にお越しく下さい。⑤番 保険等確認窓口で各種受給者証等確認後、診察受付を行います。診察後に提示いただいた場合、公費等受給適用を行うことができません。

令和7年2月20日  
医事課長

# マイナンバーカードをご利用ください。

＼マイナンバーカードの健康保険証利用で／

## 過去の情報に基づく診療・薬の処方が 受けられるようになりました！



顔認証付きカードリーダーで同意をすると、初めての医療機関でも、今までに使った正確な薬の情報やご自身の過去の受診歴・診療情報を踏まえた健康状況が医師と共有でき健康・医療に関する多くの情報に基づいた、より良い診療を受けることが可能となります。

### ★過去の診療・薬剤・特定健診の情報の活用

※令和7年4月1日開始

診療受付時に、マイナンバーカードを用いて「情報の提供」に同意いただくことで、必要に応じて過去の情報を参照し診療を行います。

#### 診療/薬剤情報

医療機関を受診した際の診療情報※2および薬局等で受け取ったお薬の情報※3です。

※2 医療機関名、受診歴、診療年月日、診療行為名（放射線治療、画像診断、病理診断、医学管理等、在宅医療のうち在宅療養指導管理料、処置のうち人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流、手術（移植・輸血含む）、入院料のうち短期滞在手術等基本料）などが対象です。

※3 注射・点滴等も含む薬剤情報です

#### 特定健診情報

メタボ健診とも  
呼ばれているよ。

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

### 顔認証付きカードリーダーの同意画面のイメージ

▼診療情報(手術)

▼診療(手術以外)/薬剤情報

▼特定健診情報

上記の情報提供について一括で同意することが可能です。